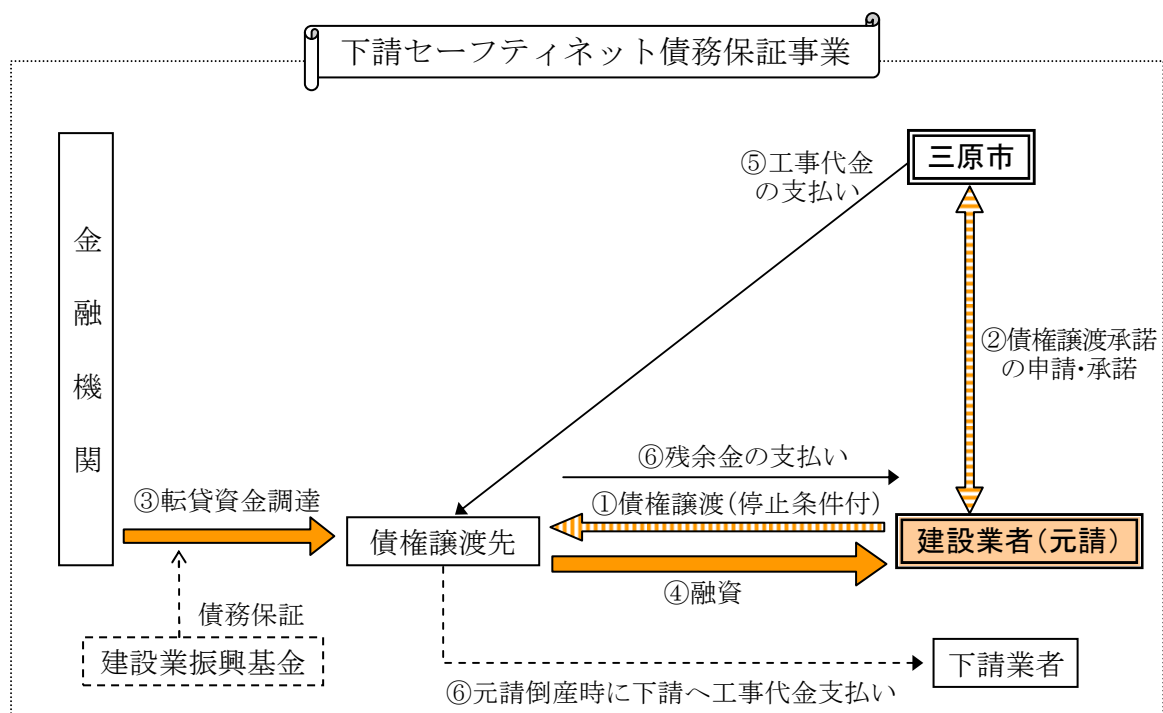


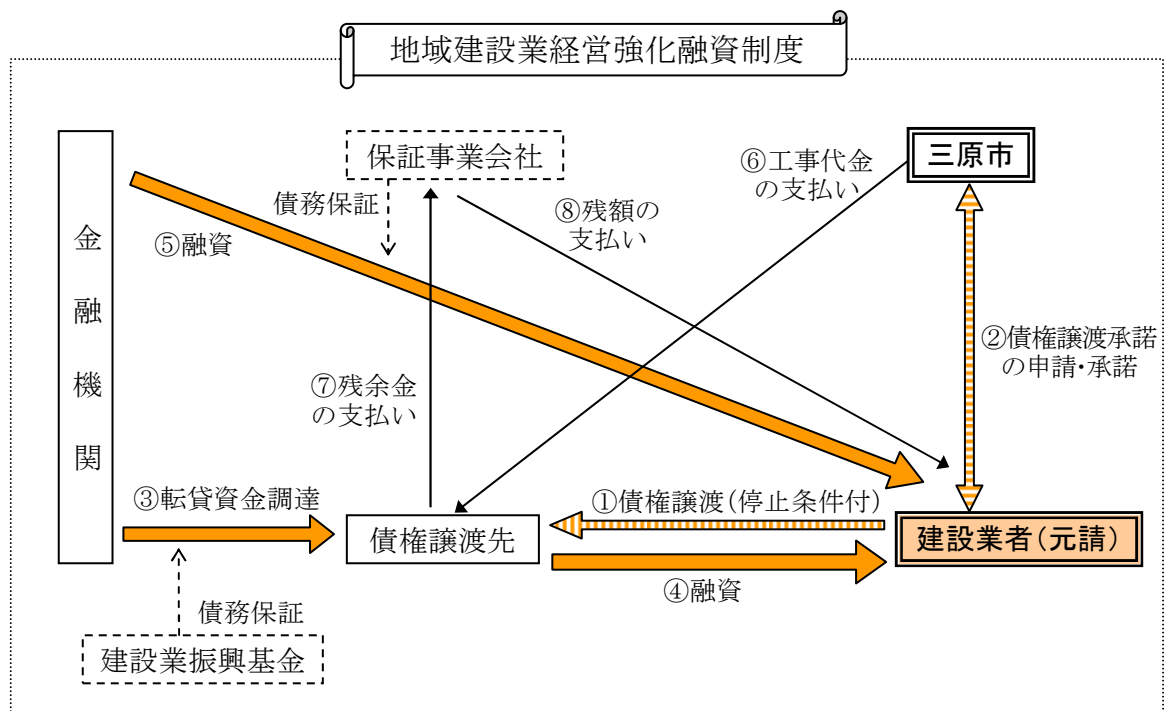


<基本的な流れ>

- 1 建設業者（元請）が三原市発注工事を受注。
- 2 市から建設業者に対して前払金等の支払い。
- 3 当該工事の工事請負代金債権の譲渡契約を建設業者と債権譲渡先の間で締結する。ただし、市の承諾を停止条件とする（市の承諾があってはじめて債権譲渡の効力が生じる。）。（⇒図①）
- 4 建設業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、市に承諾の申請。市は、申請内容を審査の上、承諾する。（⇒図②）
- 5 債権譲渡先は、金融機関から転貸融資資金を調達する。その際、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行う。（⇒図③）
- 6 債権譲渡先は、譲渡債権を担保として出来高の範囲内で建設業者に融資する。（⇒図④）
- 7 工事完成後、市は債権譲渡先に工事請負代金を支払う。（⇒図⑤）
- 8 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算し、残余金があれば建設業者に返還する。（⇒図⑥）

<元請倒産時>（6までは基本的な流れと同様）

- 9 市は建設業者との契約を解除し、出来高部分を検査の上、引渡しを受けた出来高部分に相応する工事請負代金を債権譲渡先に支払う。（⇒図⑤）
- 10 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算するが、その際、一定の額を下請業者（又は資材業者）に支払う。（⇒図⑥）



<基本的な流れ>

- 1 建設業者（元請）が三原市発注工事を受注。
- 2 市から建設業者に対して前払金等の支払い。
- 3 当該工事の工事請負代金債権の譲渡契約を建設業者と債権譲渡先の間で締結する。ただし、市の承諾を停止条件とする（市の承諾があってはじめて債権譲渡の効力が生じる。）。（⇒図①）
- 4 建設業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、市に承諾の申請。市は、申請内容を審査の上、承諾する。（⇒図②）
- 5 債権譲渡先は、金融機関から転貸融資資金を調達する。その際、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行う。（⇒図③）
- 6 債権譲渡先は、譲渡債権を担保として出来高の範囲内で建設業者に融資する。（⇒図④）
- 7 図④の転貸融資の額を超えて、金融機関が建設業者に直接融資を行う場合は、保証事業会社が金融機関に対して金融保証を行うことができる。（⇒図⑤）
- 8 工事完成後、市は債権譲渡先に工事請負代金を支払う。（⇒図⑥）
- 9 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算し、残余金を保証事業会社に支払う。（⇒図⑦）
- 10 保証事業会社は、金融機関に図⑤の借入金等を返済した上で、なお残余があれば建設業者に返還する。（⇒図⑧）

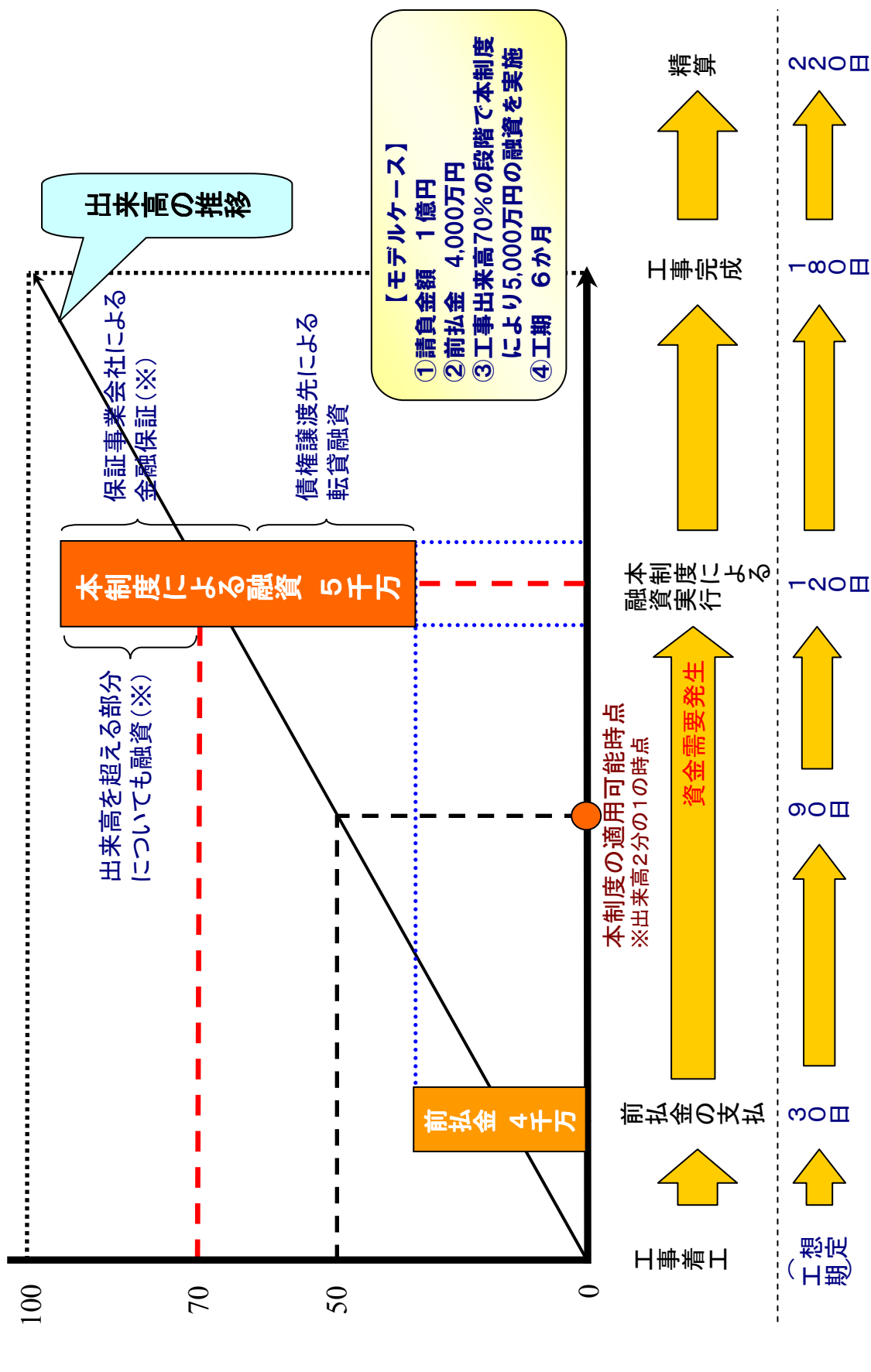
<元請倒産時>（7までは基本的な流れと同様）

- 11 市は建設業者との契約を解除し、出来高部分を検査の上、引渡しを受けた出来高部分に相応する工事請負代金を債権譲渡先に支払う。（⇒図⑥） 以下、9・10と同様。

制度の具体的なイメージ

(※)は、地域建設業経営強化融資制度に特有の融資

工事出来高(%)



地域建設業経営強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算（モデルケース）

1. 前提条件

- ① 請負金額 1 億円
- ② 前払金 4,000 万円
- ③ 工事出来高 70%
- ④ 契約保証金額 1,000 万円（10%）
- ⑤ 借入金（組合等転貸融資＋金融保証） 5,000 万円

2. 事業協同組合等の転貸融資

- ① 融資金額 1,800 万円
(1 億円×70%－4,000 万円－1,000 万円) ×90% (掛け目)

3. 金融保証に係る融資

- ① 融資金額 3,200 万円
(5,000 万円－1,800 万円)

4. 工事完成の場合の工事残代金の精算

A. 工事残代金額	<u>6,000 万円</u>	(1 億円－4,000 万円)
B. 違約金充当額	<u>0 円</u>	

① 発注者による協同組合への支払金額	6,000 万円 (A－B)
② 事業協同組合等による組合融資への充当額	<u>1,800 万円</u>
③ 事業協同組合等による保証会社への支払金額	4,200 万円 (①－②)
④ 保証事業会社による銀行への返済額	<u>3,200 万円</u>
⑤ 建設企業への支払金額	<u>1,000 万円</u>